

# 介護職員等派遣事業に関するQ & A

## I 派遣の枠組み

Q 1 何のために職員派遣の枠組みを作るのですか？

A 1 社会福祉施設で集団感染等が発生し、複数の職員が感染や濃厚接触者に指定され自宅待機を余儀なくされるなどして、介護職員等が不足することは希なことではありません。

社会福祉施設等では、こうした場合でも残った入所者への介護は継続しなければならないことから、日頃から、施設を運営する法人内で感染が発生した場合の職員体制を検討しておくことが重要です。

「介護職員等派遣事業」は、感染症発生時に迅速に対応する観点から、施設・法人内での応援体制によっても、なお、職員が不足する事態に備え、あらかじめ応援職員派遣のための枠組みを定めておくものです。

Q 2 登録施設名簿を作成するのは何故ですか？

A 2 あらかじめ事業の趣旨をご理解いただいた施設等に登録していただくことにより、感染症発生時に迅速に派遣できることを目的としています。

Q 3 登録名簿への登録はどうすればいいですか？

A 3 道から継続して登録の呼びかけを行うほか、随時受け付けております。登録を検討されている場合は、道庁保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営係へご連絡をお願いします。(011-204-5268)

## II 派遣までの流れ（派遣を受ける施設向け）

Q 4 派遣協定を締結するのは何故ですか？

A 4 派遣される施設種別や感染等の状況により、派遣期間や内容が一律ではないことから、応援職員派遣に係る業務内容や条件等を明記し双方の合意のもと、業務に従事していただくこととしています。

Q 5 職員派遣依頼は、どのタイミングで行えばよいですか？

A 5 集団感染等では、感染していない職員も濃厚接触者に指定されるなど、急激に職員不足となる場合があります。日頃から、患者発生時の職員体制について検

討しておくほか、不足が見込まれる場合は早急に手立てを講じる必要があります。施設を所管する（総合）振興局社会福祉課に早めにご相談ください。

Q 6 派遣を受ける施設は何を準備しておけばよいですか？

A 6 感染者の発生状況等によって異なりますが、応援職員の宿泊場所や交通手段の確保、新型コロナウイルス感染症対応の傷害保険の加入等が必要となります。感染症が発生した施設では、様々な対応に追われることとなるため、入所者への対応を含め、これらの確保手段についても、日頃から検討しておくことが重要になります。

### Ⅲ 派遣までの流れ（派遣を行う施設向け）

Q 7 感染症発生施設に派遣する職員は、どのように選ばれるのですか？

A 7 派遣要請のある施設と同一または近隣の圏域の登録施設に道が調整し、同意が得られた場合、派遣を行うこととなります。

Q 8 職員の派遣について要請を受けたら、承諾しなければなりませんか？

A 8 派遣元施設の職員の状況等、個別事情もあることから、必ず承諾しなければならないということではありませんが、可能な限りご協力をお願いします。

なお、緊急度等により、道から個別施設等へ直接登録・派遣のご依頼をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

### Ⅳ 派遣条件等

Q 9 派遣先での業務の取扱はどうなりますか？

A 9 派遣された応援職員は、派遣先施設との協定に基づき、派遣期間中は派遣先の指揮・助言のもと、業務に従事します。

Q 10 派遣業務ではどのようなことをするのですか？

A 10 派遣業務では、原則として入所者の介護業務を行います。具体的な内容は、派遣先施設の状況等により、派遣先と個別に調整されることとなります。

Q 11 派遣職員は、感染者や濃厚接触者の介護をしなければなりませんか？

A 11 本事業では、原則として応援職員は、グリーンゾーンへの派遣としています。ただし、派遣先施設の状況や緊急度等により、レッドゾーンでの勤務依頼もあり得る（道内での実績もあります）ことから、その場合の勤務条件等は個々協議となります。

Q12 派遣期間はどのくらいになりますか？

A12 これまでの実績では、1週間～2週間程度の期間が多くなっています。具体的には派遣先施設の状況によりますので、調整時、具体的に相談させていただきます。また、派遣先の要請期間を満度に勤務することは困難でも、「〇日間なら派遣可能」といった条件でも可能ですので、調整させていただきます。

Q13 派遣期間が終わったら、すぐに元の施設での勤務に復帰するのですか？

A13 道の介護職員等派遣事業では、派遣先での勤務終了後PCR検査を義務づけていますので、PCR検査終了（陰性確認）後に勤務復帰となります。また、応援職員の安全確保の観点から、勤務終了後の待機期間を設けている場合は待機期間終了後の検査も可能な限り（※レッドゾーン勤務の場合は必須）実施することとします。なお、道の事業ではPCR検査は、所管保健所で実施します。

Q14 応援職員のPCR検査の経費はどうなりますか？

A14 PCR検査を受けるのに要した費用は、補助金の対象経費に含まれます。

Q15 派遣期間中の派遣先での手当、交通費や宿泊費等の経費は誰が負担するのですか？

A15 派遣にかかる経費は、派遣先施設での負担としていますので、派遣先施設へ請求してください。当該経費は、令和3年度においても、予算の範囲内で補助する予定であり、対象経費等は、別途定める補助要綱等によります。

Q16 社会保険、労災保険はどうなりますか？

A16 派遣職員の社会保険、労災保険等は、派遣元で加入しているものを継続していただきます。

Q17 新柄コロナウイルス感染症に係る傷害保険はどうなりますか？

A17 派遣先施設において保険加入していただくこととしています。保険会社情報については、道保健福祉部地域福祉課法人運営係でも一部把握しておりますので、必要な場合、ご一報ください。

Q18 感染症発生施設での介護等の提供に使用する衛生資材は支給されますか？

A18 日頃から衛生資材の備蓄に努めていただくほか、集団感染等発生時には、道の備蓄品を配布します。

Q19 派遣期間中に、派遣元の施設で感染症が発生した場合はどうなりますか？

A19 派遣元の施設で感染症が発生し、職員に不足が生じた場合などは、派遣先と協議の上、派遣中止も可能です。この場合、派遣先は、必要であれば道に再度派遣依頼していただきます。